

奈良県農業生産工程管理推進事業（GAP認証の取得の支援）公募要領

1 目的

大阪・関西万博において、GAP認証農産物等が調達基準に位置付けられたことを踏まえ、大阪・関西万博へのGAP認証農産物の安定供給や地域におけるGAPの普及を目的として、大阪・関西万博への農産物の供給を目指す農業者等のGAP認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等（以下、「支援対象者」という。）を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用等の支援を行う。

2 事業内容と補助対象経費

県は、支援対象者が、新規にGAP認証を取得するのに当たって、予算の範囲内において次に掲げる取組に要する費用を助成する。

ただし、アの取組は必須とする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
ア 認証審査(必須)	認証審査に要する費用(審査員旅費を含む。)	
イ 研修指導の受講	研修指導に要する費用(講師旅費を含む。)	
ウ 認証取得に係る環境整備	ICTシステムに係る初期設定費及び利用費用(GAP認証取得に必要なものに限る。)、分析費用(残留農薬、水質、土壌等)、設備や資材の導入及び改修に要する費用	認証取得に係る環境整備については、GAP認証取得に必要なものに限る。

3 支援の上限額

支援対象者に対する支援の上限額を別紙のとおり定める。

補助額については、1,000円未満の額は切り捨てとする。

なお、予算の範囲内での補助のため、上限額での採択ができない場合がある。

4 支援対象者の要件

次の①から⑥に該当する本県に住所地又は法人・団体の所在地がある者で、大阪・関西万博にGAP認証農産物を供給する意向のある者を対象とする。ただし、最終的に契約等の関係で、支援対象者が大阪・関西万博にGAP認証農産物を供給できなかった場合、補助金の返還は求めないこととする。

- ① 農業者
- ② 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- ③ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- ④ 農業協同組合
- ⑤ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）
- ⑥ その他県が支援の対象とすることが適当と認める者

5 事業への応募

応募を希望する者は、奈良県農業生産工程管理推進事業応募申請書（別紙様式第1号）を作成し、管轄の各農林（農業）振興事務所に郵送または持参もしくは電子メール（※）により提出する。持参の場合、受付時間は、開庁日の8時30分から17時00分までとする。

※電子メールによる提出をご希望の場合は、管轄の各農林（農業）振興事務所にお問い合わせの上、指定されたメールアドレスに申請書等の必要書類を送付して下さい。

6 応募期間（提出期限）

令和6年8月23日（金）17時00分まで

7 事業実施主体の選定について

提出された応募申請書は、奈良県食農部農業水産振興課で審査を行う。なお、審査は団体認証を最優先とし、別表の審査項目における点数の合計で、団体認証の点数の順位付けの次に個別認証の順位付けを行い、予算の範囲内で順位が上の者から選定する。

【配分方法】

- ① 必須の取組である認証審査の費用について、順位が上の者から配分を行う。なお、順位が上の者から配分を行い、予算の残額が次位の者の申請額に満たない場合、その予算残額を次位の者の補助の上限額とする。また、同じ順位の者がいる場合で、予算の残額が申請額に満たないときは、同じ順位の者で等分した額を補助の上限額とする。
- ② ①の配分後、予算に残額が生じた場合は、順位が上の者から研修指導の受講費用及び認証取得に係る環境整備費用に予算を配分する。なお、予算残額の配分については①と同様とする。

別表 審査項目

ポイント項目	3ポイント	2ポイント	1ポイント
取得しようとする認証の種類	GLOBALG. A. P	ASIAGAP	JGAP
認証の新規取得	新規取得	既に他の GAP 認証を取得済み	他のカテゴリーの GAP 認証を取得済み
大阪・関西万博への供給可能性	大阪・関西万博の農産物のサプライヤー等と契約を締結している		大阪・関西万博への供給に向けて、具体的な計画を立てている

(別紙)

大阪・関西万博に向けたGAP認証取得に係る支援額の上限設定について

県が、支援対象者のGAP認証取得の取組に対して支援を行う際には、下記の上限額の範囲内で行うものとする。また、上限額は税抜き額とする。

記

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。

2 上限

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円
ASIAGAP	15万円
JGAP	13万円

(注) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むものとする。

イ 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。なお、1日当たりの支援額の上限適用後における費用の合計額が支援額の上限を超える場合にあっては、支援額の上限の額とする。

認証の種類	1日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5万円	15万円
ASIAGAP	4万円	12万円
JGAP	4万円	12万円

ウ 認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、ア及びイとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、(ア)及び(イ)の支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う農業者の移動に要する旅費は対象外とする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を10万円とする

(ウ) (ア) 及び (イ) の旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊した宿泊数分の宿泊料とする。

エ 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が10万円を超えるときは、支援対象事業費の上限は10万円とする。

(ア) ICTを活用した情報システムの利用

a 支援の対象は、ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入に伴うICTシステムの初期設定費、導入から12ヶ月以内分のICTシステム利用費及びICTシステムを使用したサービス利用費（以下「ICTシステム導入利用費」という。）とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。

b 支援額の上限は、aの費用について5万円とする。

(イ) 分析・調査の実施

a 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

b 支援額の上限は、aの費用について5万円とする。

c 検体数及び検査項目（成分）数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

(ウ) 認証対応設備や資材の導入及び改修

a 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備（農薬保管庫及び仮設トイレを含む。（ウ）において同じ。）や資材の導入及び改修に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあつては、設置しようとする箇所周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

b 支援額の上限は、aの費用について10万円とする。

c 1つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。

d 改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。

e 支援対象者は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円×(団体の構成員数の平方根+2)
ASIAGAP	15万円×(団体の構成員数の平方根+2)
JGAP	13万円×(団体の構成員数の平方根+2)

(注1) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むことができることとする。

(注2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。支援額の上限は、1日当たりの上限に研修指導の受講日数を乗じて得た額とする。この場合において、支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

認証の種類	1日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
ASIAGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
JGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数

ウ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、ア及びイとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、(ア)及び(イ)の支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う農業者の移動に要する旅費は対象外とする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援することとする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を30万円とし、支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

(ウ) (ア)及び(イ)の旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊した宿泊数分の宿泊料とする。

エ 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が10万円に取組経営体数を乗じて得た額を超えるときは、支援対象事業費の上限は

10万円に取組経営体数を乗じて得た額とする。ただし、上限を200万円とする。

(ア) ICTを活用した情報システムの利用

- a 支援の対象は、ICTシステムの導入に伴うICTシステム導入利用費とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。
- b 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

(イ) 分析・調査の実施

- a 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。
- b 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。
- c 検体数及び検査項目（成分）数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

(ウ) 認証対応設備や資材の導入及び改修

- a 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備（農薬保管庫及び仮設トイレを含む。（ウ）において同じ。）や資材の導入及び改修に要する費用とする。
ただし、仮設トイレにあっては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。
- b 支援額の上限は、aの費用について10万円に取組経営体数を乗じて得た額（10経営体以上にあつては100万円）とする。
- c 1つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。
- d 改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。
- e 支援対象者は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

オ 農業者等の団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得し、構成経営体数を拡大する場合にあつては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とすることができるものとする。この場合、(2)のア中「団体の構成員数」及び(2)のエ中「取組経営体数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額（全体額）を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取り組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。